

# 公益社団法人彦根市シルバー人材センター個人情報の保護に関する規程

平成23年3月9日一部改正

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人彦根市シルバー人材センター（以下「センター」という。）における個人情報の適正な取扱いに関する基本事項を定め、個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する特定の個人を識別することができるもの、又は他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できる個人に関する情報をいう。

2 センターが特定の個人情報を検索できるよう体系的に整理したデータベースや文書等に記載されている個人情報（個人情報保護法で規定する「個人データ」）は、本規程では、第1項の個人情報とみなす。

3 この規程において「保有個人データ」とは、センターが特定の個人情報を検索できるよう体系的に整理したデータベースや文書等に記載されている個人情報のうち、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてを行うことができる権限を有する個人情報をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 保有個人データの存否が明らかになることにより、公益その他の利害が害されるものとして政令で定めるもの

(2) 6ヶ月以内に消去する（更新することは除く）こととなるもの

(センターの責務)

第3条 センターは、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じることとする。

2 センターは、個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。

3 センターの職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこととする。その職を退いた後も同様とする。

## 第2章 個人情報の取扱い

### 第1節 個人情報の取得

#### (取得の原則)

第4条 個人情報は、利用目的を特定し、あらかじめ、本人に対し利用目的を明示したうえで、利用目的の達成に必要な範囲内で取得する。

- 2 個人情報の取得は、適法かつ公正な手段により取得する。
- 3 思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報は、取得してはならない。

#### (取得先)

第5条 個人情報は、直接、本人から取得する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 出版、報道等により公にされているとき。
- (3) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から取得することができないとき。
- (4) 訴訟等の事務で本人から取得したのでは、その目的を達成し得ないと認められるとき。
- (5) 本人から取得することにより、当該事務又は事業の性質上、その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあること、その他本人以外の者から取得することに相当な理由があると認めて取得するとき。

### 第2節 個人情報の利用及び提供

#### (利用の原則)

第6条 個人情報は、特定した利用目的の達成に必要な範囲内で利用するものとし、利用目的の達成の範囲を超えた利用（以下「目的外利用」という。）及び第三者への提供を行う場合は、あらかじめ、本人の同意を得て行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令に基づくとき。
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人

の同意を得ることが困難であると認められるとき。

(3) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して、協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

(4) センターが利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いの全部を委託するとき。

(5) センターの統合その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供されるとき。

(6) 第7条に基づき、個人情報を特定の者との間で共通の目的で利用する(以下「共同利用」という。)とき。

2 目的外利用を行うときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

3 第三者に個人情報を提供する際には、第三者に対し、個人情報の利用目的もしくは利用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は適正な取扱いについて必要な措置を求めなければならない。

(共同利用)

第7条 共同利用を行う場合は、次の各号について、個人情報を取得する際に本人に対し明示を行うものとする。

(1) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する旨

(2) 共同して利用される個人情報の項目

(3) 共同して利用する者の範囲

(4) 利用する者の利用目的

(5) 個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称

第3節 個人情報の管理

(適正管理)

第8条 個人情報は、利用目的に応じ必要な範囲内で、正確かつ最新の状態に保つよう努めるものとする。

2 個人情報は、漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のための必要な措置を講じるものとする。

3 保有の必要がなくなった個人情報、速やかに消去・廃棄しなければならない。ただし、歴史的資料として保有されるものについては、この限りではない。

4 個人情報の取得、利用及び提供に従事する者は、本規程と第 24 条で規定する個人情報保護管理責任者の指示に従い、個人情報の保護に十分な注意を払いつつ、その業務を行うものとする。

(委託に伴う措置)

第 9 条 個人情報を取扱う事務を委託しようとするときは、個人情報の保護に関し、第 10 条に規定する受託者の責務等を当該契約の中に明記する等、必要な措置を講じなければならない。

(受託者の責務)

第 10 条 センターから個人情報を取り扱う事務を受託した者は、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の受託事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

### 第 3 章 保有個人データの取扱い

#### 第 1 節 保有個人データの管理

(準用)

第 11 条 第 8 条から第 10 条の規定は、保有個人データの管理について準用する。その際、「個人情報」とあるのは、「保有個人データ」と読み替えるものとする。

#### 第 2 節 保有個人データに関する事項の公表と利用目的の通知

(保有個人データに関する事項の公表)

第 12 条 保有個人データに関する次の事項は、本人の知りうる状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む）にしておくため、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な措置を講じるものとする。

- ① 保有個人データを取扱う者の名称（センターの名称）
- ② すべての保有個人データの利用目的
- ③ 保有個人データの利用目的の通知

- ④ 保有個人データに係る手数料の額
- ⑤ 開示等の求めの手続き
- ⑥ 保有個人データの取扱いに関する苦情及び問い合わせの申し出先

2 前条第1項の③は、次の措置を講じることにより、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することによりセンターの権利又は正当な利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(利用目的の通知)

第13条 本人から、自己が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、14日以内に本人に通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではなく、通知を行わない理由を本人に通知する。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することによりセンターの権利又は正当な利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

### 第3節 保有個人データの開示

(開示の原則)

第14条 自己が識別される保有個人データの開示を求める（以下「開示請求」という。）ことができる者は、本人、又はその代理人（未成年者又は成年被後

見人の法定代理人)とし、本人、又はその代理人から開示請求があったときは、本人、又はその代理人に対して、次項及び第15条から第17条により、遅滞なく開示する。ただし、開示請求の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないものとする。

- (1) 法令等の定めるところにより本人に開示することができないと認められるとき。
  - (2) 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとき。
  - (3) 開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるとき。
- 2 第1項の規定に関わらず、開示請求に対し、当該請求に係る保有個人データが存在しているか否かを答えるだけで、非開示データを開示することとなる場合は、当該保有個人データの存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。

(開示請求の方法)

第15条 開示請求をしようとする者(以下「開示請求者」という。)は、センターに対して、次に掲げる事項を記載した開示請求書の提出を行うものとする。

- (1) 開示請求者の氏名及び住所
  - (2) 開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
  - (3) 前二号に掲げるもののほか、センターが定める事項
- 2 開示請求者は、センターに対して、開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人(未成年者又は成年被後見人の法定代理人)であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものの提出、又は提示を行うものとする。

(開示の通知)

第16条 開示請求に対し、第14条第1項に基づいて、保有個人データの全部もしくは一部について開示を行う旨、又は開示を行わない旨の決定をしたときは、当該請求があった日から30日以内に本人に通知する(第14条第2項の規定により当該請求を拒否するとき及び当該請求に係る保有個人データが記録されたデータベース、文書等を保有していないときを含む。 )。

- 2 第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により、開示請求者から求められた開示請求の全部又は一部について開示を行わない旨の決定を通知する場合、又はその当該請求と異なる旨の決定を通知する場合は、当該請求者に対し、その理由を示さなければならない。

(開示の方法)

第 17 条 開示は、第 16 条の規定による通知により、指定する日時及び場所において行う。この場合において、開示請求者は、センターに対し、自己が当該請求に係る保有個人データの本人又はその代理人(未成年者又は成年被後見人の法定代理人)であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものの提出、又は提示を行うものとする。

- 2 開示は、保有個人データが記録されたデータベース、文書等の当該保有個人データに係る部分について、書面の交付、閲覧、視聴(開示の求めを行った者が同意した方法があるときはその方法)により、その種別、情報化の進展状況等を勘案して、理事長が定める方法により行うものとする。

- 3 開示請求に係る保有個人データを直接開示することにより、データベース、文書等の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるとき、その他合理的な理由があるときは、当該保有個人データに係る部分の写しにより開示することができる。

#### 第 4 節 保有個人データの訂正等

(訂正等の原則)

第 18 条 第 17 条第 1 項の規定に基づく開示の結果、開示を受けた者から、自己の保有個人データに事実でないとの理由で訂正、追加、削除(以下「訂正等」という。)を求められたとき(以下「訂正等請求」という。)は、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づいて、第 18 条及び第 19 条により、内容の訂正等を行うものとする。ただし、訂正等請求の内容が次号に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 保有個人データの利用目的からみて訂正等が必要でない場合や誤りである旨の指摘が正しくないとき。

(訂正等請求の方法)

第 19 条 訂正等請求をしようとする者（以下「訂正等の請求者」という。）は、センターに対して、次に掲げる事項を記載した訂正等請求書の提出を行うものとする。

- (1) 訂正等の請求者の氏名及び住所
- (2) 訂正等請求をしようとする個人データを特定するために必要な事項
- (3) 訂正等を求める内容
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、センターが定める事項

2 訂正等の請求者は、センターに対して、自己が当該請求に係る個人情報の本人又はその代理人（未成年者又は成年被後見人の法定代理人）であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるもの及び訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出、又は提示を行うものとする。

（訂正等の通知）

第 20 条 訂正等請求に対し、第 18 条の規定に基づいて、保有個人データの内容の全部もしくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、当該請求があった日から 30 日以内に本人にその旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知する。

2 第 18 条の規定により、訂正等の請求者から求められた訂正等請求の全部又は一部について訂正等を行わない旨の決定を通知する場合、又は当該請求と異なる旨の決定を通知する場合は、当該請求者に対し、その理由を示さなければならない。

#### 第 5 節 保有個人データの利用の停止等

（利用の停止等の原則）

第 21 条 本人から同意のない目的外利用、不正な取得、同意のない第三者提供を理由として、保有個人データの利用停止、消去、第三者への提供の停止（以下「利用停止等」という。）を求められた場合（以下「利用停止等請求」という。）でその内容に理由がある場合は、必要な調査を行い、その結果に基づいて当該請求に応じるものとする。ただし、利用停止等請求の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 保有個人データの利用目的による制限、適正な取得、又は第三者提供



の制限に違反していないとき。

- (2) 利用停止等に多額の費用を要する場合、その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要な代替措置をとるとき。

(利用停止等請求の方法)

第 22 条 利用停止等請求をしようとする者（以下「利用停止等の請求者」という。）は、センターに対して、次に掲げる事項を記載した利用停止等請求書の提出を行うものとする。

- (1) 利用停止等の請求者の氏名及び住所
- (2) 利用停止等請求をしようとする個人データを特定するために必要な事項
- (3) 利用停止等請求を求める内容

- 2 利用停止等の請求者は、センターに対して、自己が当該請求に係る保有個人データの本人又はその代理人（未成年者又は成年被後見人の法定代理人）であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるもの及び当該請求を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出、又は提示を行うものとする。

(利用停止等の通知)

第 23 条 利用停止等請求に対し、調査結果に基づいて、保有個人データの全部もしくは一部について利用停止等を行ったときもしくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は保有個人データの全部もしくは一部について第三者への提供を停止したときもしくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、30 日以内に本人にその旨を通知する。

- 2 第 21 条の規定により、利用停止等の請求者から求められた利用停止等請求の全部又は一部について利用停止等を行わない旨の決定を通知する場合、又は当該請求と異なる旨の決定を通知する場合は、当該請求者に対し、その理由を示さなければならない。

#### 第 4 章 組織及び体制

(個人情報管理責任者)

第 24 条 センターは、個人情報に適正に管理させるため、個人情報保護管理責

任者を置く。個人情報保護管理責任者は、事務局長とする。

(研修等教育訓練)

第 25 条 センターは、役職員に対し、個人情報保護に関する教育、訓練を実施する。

第 5 章 雑則

(規程の改廃)

第 26 条 この規程の改廃は、理事会において決定する。

(委任)

第 27 条 この規程の施行について、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公益社団法人彦根市シルバー人材センター定款の施行の日から施行する。